

山梨市告示第 124 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明であり送達することができないため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、当該書類は山梨市役所税務課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 7 月 21 日

山梨市長 高 木 晴 雄



1 送達すべき書類 令和 8 年度国民健康保険税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名

坂本 吉彦

小林 昇

原田 翔

依田 寿美

(注)

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

掲 示 期 間
8 年 7 月 21 日
総 務 課 承 認